

平成28年度第12回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第6号）

平成29年3月17日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 議案第61号 御船町老人憩いの家指定管理者の指定について
- 第 2 議案第62号 御船町コミュニティセンター「ひばり荘」の指定管理者の指定について
- 第 3 議案第63号 御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例に基づく区域外給水について
- 第 4 同意第 2号 御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 陳情第12号 五ヶ瀬区尾崎水道施設に関する陳情書について
- 追加日程第1 議会運営委員会の議会閉会中の継続審査申し出について
- 追加日程第2 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続審査申し出について
- 追加日程第3 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続審査申し出について
- 追加日程第4 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について
- 追加日程第5 議会改革特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について
- 追加日程第6 地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続調査申し出について
- 追加日程第7 災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（13名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 田端 幸治 君  | 2 番 森田 優二 君  |
| 3 番 岩永 宏介 君  | 4 番 中城 峯視 君  |
| 5 番 福永 啓 君   | 6 番 田上 忍 君   |
| 7 番 藤川 博和 君  | 8 番 池田 浩二 君  |
| 9 番 清水 蕙 君   | 11 番 田中 隆敏 君 |
| 12 番 沖 徹信 君  | 13 番 岩田 重成 君 |
| 14 番 井本 昭光 君 |              |

3 欠席議員

10番 塚本 勝紀 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 藤野 浩之 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	本田 安洋 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	吉本 敏治 君
企画財政課長	藤本 龍巳 君	税 務 課 長	福本 悟 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	こども未来課長	坂本 幸喜 君
福 祉 課 長	道山 敏文 君	健康づくり支援課長	松下 信一 君
農業振興課長	松永 正夫 君	商工観光課長	野口 壮一 君
建 設 課 長	松岡 秀明 君	学校教育課長	米満 速敏 君
社会教育課長	藤本 勉 君	環境保全課長	宮崎 靖 君
会 計 管 理 者	福田 敏江 君	監 査 委 員	山下 誠雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（井本昭光君） 本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第61号 御船町老人憩いの家指定管理者の指定について

○議長（井本昭光君） 日程第1、議案第61号、「御船町老人憩いの家指定管理者の指定について」の件を議題とします。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号、「御船町老人憩いの家指定管理者の指定について」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり決定することに可決されました

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第62号 御船町コミュニティセンター「ひばり荘」の指定管理者の指定について

○議長（井本昭光君） 日程第2、議案第62号、「御船町コミュニティセンター「ひばり荘」の指定管理者の指定について」の件を議題とします。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号、「御船町コミュニティセンター「ひばり荘」の指定管理者の指定について」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり決定することに可決されました

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第63号 御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例に基づく区域外給水について

○議長（井本昭光君） 日程第3、議案第63号、「御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例に基づく区域外給水について」の件を議題とします。

- 議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありませんか。
- 2番（森田優二君） 区域外ということで、今度でておりますけれど、そもそものこうなったことについて、もうちょっと、もう一回整理をしたいと思いますので、一番初めどういうことで、こういうふうな案がでてきたのかを、ちょっとお尋ねします。
- 環境保全課長（宮崎 靖君） ここは吉無田の別荘地といいますかそういった所で、平成14年頃から別荘が建ち始めまして、その中で、そこに住んでおられる方、生活されている方から、当初は井戸水を使っておられたんですけども、落雷とかそういうことがございまして、町に「吉無田の緑の村キャンプ場からの分水ができないだろうか」という相談がありまして、町といたしましては、そのタンクの容量についてが少し能力的に余裕があるから、それは大丈夫だということで分水協定を平成19年11月1日に締結したものであります。その後、これは裁判が平成27年4月10日に町と原告A氏と呼ばせていただきますけれども、その方を相手取って住民の方9名が町に訴えられたというのが原因であります。その原因と申しますのが、当初、町はA氏に対してだけの給水の協定を結んでおりますけれども、そのほかに今現在19戸が町の分水された水を使っておられるというのが状況でありまして、訴えられる方については、水は町の水であるから町の水道施設を町として管理していただきたい、それからA氏に対して訴えられた9名の方は、その中で施設は当時A氏が、自己負担で水道施設の費用を自分でだされた、その方は水道を利用される方に対して、費用の一部負担を求められておりました。そういうことがありまして現在、平成27年4月10日に訴えがありまして、11回の中で訴訟の件がありまして、昨年11回ほどの証人尋問がありまして、その後平成28年の10月17日に、裁判所、裁判官から和解案の提示がありまして、今現在、和解案について協議を行っているものでありまして、現在最終和解案が協議をされておりました、その中で、水道施設を町がA氏から買いとるといいますか譲渡していただくと、町はA氏に対して、その費用、減価償却をいたしまして、当初町が公共施設として利用した場合、使った場合が費用といたしまして2,500万円ほどかかったということでありまして、これはA氏から申し立てなんですけれども、その後、町が積算いたしますと、平成19年当時で1,150万円程度の費用がかかっておりまして、それを減価償却いたしまして、平成28年11月当時で900万円の価値があるという形を裁判所に提出したものであります。その後、裁判官から、その費用が適当なのかどうかということで、720万円という案がでまして、町としてはそれは高いから、少し安くしていただけないでしょうかという

やりとりで、最終的に今年の当初予算に載せておりますけれども690万円の支払いで和解をしたらどうかという最終提示があったという経緯があります。

○2番（森田優二君） いろいろ説明はあったんですけど、そういうことではなくて、一番初めA氏と契約をして自分で水道管を引かれて使っておられたというようなことだったと思うんですけども、そのときはA氏が完全に自分のところまで、契約上はそうですね。だから、そこまで引かれて、それがきちんとできたという確認はできているのでしょうか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） その当時、私は水道係に在籍しておりませんでしたので分からないのですけれども、話を聞きますと、その当時、A氏の方は給水管の丁度真ん中くらいなんですけど、その下まで給水管を持っていかれて給水をされていたという状況があったというふうには聞いております。

○2番（森田優二君） やっぱり当時、自分のところ1軒どうにかしてくれということでの協定で、その話が決まってきたと思うんですけども、そのとき自分の家だけじゃなくて、それから先そういうのがあったというのを職員の方がわかっている、それをそのままにした、それからいろいろあっているような話も聞いております。そこあたりはきちんとしてないというところが一番の問題だと思います。今回も、区域外ということでの協議になっておりますけれども、区域外にした理由はどういうことからですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 区域内給水と区域外給水というのがありますけれども、区域内給水というのは、町がその区域に対して給水を行う区域ということになります。区域外給水というのは、水道の給水排水の給水能力があった場合に、その認可区域以外に給水する場合を区域外給水といいます。今現在、その当時使ったときには1日20立方メートル以内の分水は認めましょうという分水協定という形を取らせていただいております。

○2番（森田優二君） そうした場合、19件かな、今度の戸数に対しては、結局1番目引かれているのが何ミリで引かれているか、私分かりませんが、それで引かれているのをそのまま利用するという事だろうと思います。だから、そのまま利用した場合の19件分、1日もともとが20立方メートルぐらいということで話がなされているようですけれど、そこらあたりはどうなんですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 今現在、19戸建っておりますけれども、そこに居住されている方は5名、あとは別荘地ですので毎日使われている所というのはあまりないということで、現在は吉無田の緑の村の配水池からは、今現在能力があると判断しております。

○2番（森田優二君） 区域外で認めるという場合は、今後のことも、こういった例がでないかなということも考えたもので質問しました。水越地区の水道も今度補修に上がっており、いろんなことが町にもありますし、もともとの契約がA氏だけの契約だったということで、ちょっと私もいろいろお聞きしたんですけれど、一応区域外には特別な場合を除いて町としても認めないということで理解していいですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 今のところ19世帯、ここの分水というか、給水能力しかございませんので、今現在はそういう形で考えております。将来的に、あそこの地区辺りが開発された場合については、その時点でそれがその地域、景観等も含めてそれが適当であるかどうかを判断して、またそのときに検討するという形にはなるとは考えます。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号、「御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例に基づく区域外給水について」の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり決定することに可決されました

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 同意第2号 御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（井本昭光君） 日程第4、同意第2号、「御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の件を議題とします。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、「御船町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり同意することに可決されました

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 陳情第12号 五ヶ瀬区尾崎水道施設に関する陳情書について

○議長（井本昭光君） 日程第5、陳情第12号、「五ヶ瀬区尾崎水道施設に関する陳情書について」の件を議題とします。

○議長（井本昭光君） 福永産業厚生常任副委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任副委員長（福永 啓君） 陳情第12号、五ヶ瀬区尾崎水道施設に関する陳情書についての審査報告をいたします。

本日、塚本委員長が欠席でありますので、副委員長から報告いたします。

陳情第12号、五ヶ瀬区尾崎水道施設に関する陳情書について、平成29年2月10日、2月28日、3月9日の3回に渡り、産業厚生常任委員6名、執行部から宮崎環境保全課長他1名が出席し、松崎環境衛生係長を書記に指名し、審議を行いました。

1回目では、陳情第12号に関して現地調査を行いました。現地では陳情者から陳情の要旨について説明を受け、水道施設の被災状況を確認しました。2回目では具体的な水道施設の復旧内容について陳情者より説明を受けました。また、水の供給についても地元の合意形成が整ったことが報告されました。3回目では、水道施設の復旧工事の工事内容、また概算事業費について担当課より説明がありました。その後、各委員より意見を求めました。でました意見としては、「これまでの水道施設は使用できないのか」「新しい水源の水質、及び水量は問題ないのか」「今回整備する水道施設の規模については適当であるか」「生活用水であり、早急に復旧する必要があると思われる」「地元負担について、どのくらいまで負担が可能であるか協議する必要があるのではないか」以上の意見を踏まえ、水道の供給については、住民生活に欠かせないものであり、安定した水の供給を行うためにも水道

施設の復旧は必要だと思われる。また、復旧工事については地元負担の軽減を図るため、熊本地震復興基金等の補助事業を活用するなど今後担当課と協議を行う必要もあるなどとして、審議の結果、陳情第12号、「五ヶ瀬区尾崎水道施設に関する陳情書について」は全会一致により採択とすることに決しました。本会議においても委員長の御報告どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井本昭光君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第12号、「五ヶ瀬区尾崎水道施設に関する陳情書について」の件を採決します。

本件に対する副委員長の報告は採択です。本件は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。

よって、本件は副委員長報告のとおり採択と可決されました

お諮りします。追加日程第1、「御議会運営委員会の議会閉会中の継続審査申し出について」の件、追加日程第2、「総務文教常任委員会の議会閉会中の継続審査申し出について」の件、追加日程第3、「産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続審査申し出について」の件、追加日程第4、「議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について」の件、追加日程第5、「議会改革特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について」の件、追加日程第6、「地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について」の件、追加日程第7、「災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について」7件が提出をされました。これを日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

よって7件を追加し議題とすることに決定をしました。

追加日程を配付させます。

[追加日程配付]

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第1 議会運営委員会の議会閉会中の継続審査申し出について**

○議長（井本昭光君） 追加日程第1、「議会運営委員会の議会閉会中の継続審査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続審査とすることに意義ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 意義なしと認めます。

したがって議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第2 総務文教常任委員会の議会閉会中の継続審査申し出について**

○議長（井本昭光君） 追加日程第2、「総務文教常任委員会の議会閉会中の継続審査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続審査とすることに意義ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 意義なしと認めます。

したがって総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第3 産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続審査申し出について**

○議長（井本昭光君） 追加日程第2、「産業厚生常任委員会の議会閉会中の継続審査申し出に

ついて」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続審査の申し出がっております。  
お諮りします。

産業厚生常任委員委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続審査とすることに御  
意義ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 意義なしと認めます。

したがって産業厚生常任委員委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査とす  
ることに決定をしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について

○議長（井本昭光君） 追加日程第4、「議会広報編集特別委員会の議会閉会中の継続審査申し  
出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続審査の申し出がっております。  
お諮りします。

議会広報編集特別委員会からの申し出のとおり議会閉会中の継続審査とすることに御  
意義ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 意義なしと認めます。

したがって議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査とす  
ることに決定をしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第5 議会改革特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について

○議長（井本昭光君） 追加日程第5、「議会改革特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出に  
ついて」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続審査の申し出がっております。  
お諮りします。

議会改革特別委員会委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続審査とすることに  
御意義ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 意義なしと認めます。

したがって議会改革特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第6 地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について

○議長（井本昭光君） 追加日程第6、「地方創生調査特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

地方創生調査特別委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続審査とすることに御意義ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 意義なしと認めます。

したがって地方創生調査特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査とすることに決定をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第7 災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について

○議長（井本昭光君） 追加日程第7、「災害復興支援特別委員会の議会閉会中の継続審査申し出について」の件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

災害復興支援特別委員会委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続審査とすることに御意義ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 意義なしと認めます。

したがって災害復興支援特別委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

これで、平成28年度、第12回御船町定例会3月議会の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成28年度第12回御船町議会定例会3月会議を終了いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時30分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員